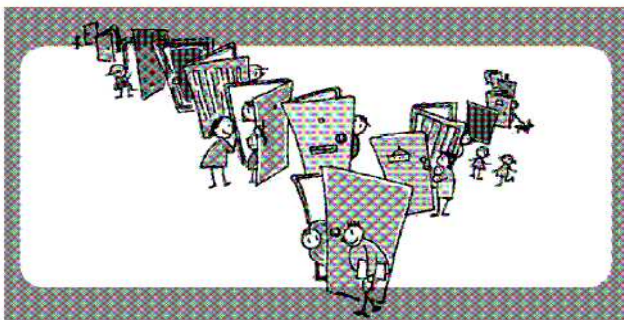


1. 民生委員・児童委員の職務

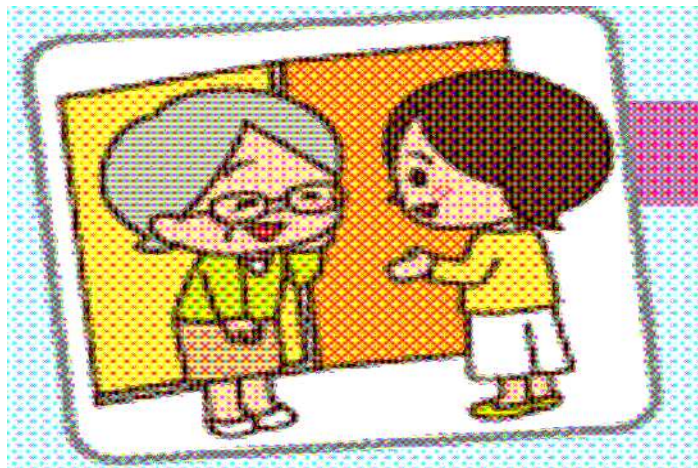
①生活実態の把握

担当地区の住民の実態や福祉需要を、必要に応じ、日常的に把握します



②相談・援助活動

地域住民が抱える問題について相手の立場に立ち、親身になって相談にのります



③福祉サービスの利用支援

その地域にある福祉サービスやその内容の情報を住民に的確に提供し、利用者が納得のいく選択ができるよう支援します

④社会福祉を目的とする事業を経営する者・社会福祉に関する活動を行う者との連携

社会福祉施設や在宅福祉サービス事業者、ボランティア活動等の福祉活動を行う団体と密接に連携し、その活動を支援し、その情報を地域住民に提供します

⑤住民の福祉の増進を図るための活動

地域福祉の担い手としてボランティア活動の推進や地域の福祉課題に対して住民の理解を求める活動などを行います

- ・ 福祉ネットワークづくり
- ・ 安全パトロール
- ・ 災害福祉マップの作成
- ・ サロン活動
- ・ 地域施設でのボランティアへの参加 など

⑥福祉事務所等関係行政機関の業務に対する協力

県や市町村など関係行政機関がその権限に基づいて継続して行う事務又は事業について、民間奉仕者として外部から協力します



2. 企業・団体の皆様へのお願い

経営者等の
皆さま

- ・ 従業員等の委員就任へのご理解
- ・ 仕事と委員活動の両立に当たっての「特別休暇」,「時間休」等の使用へのご理解

従業員の
皆さま

- ・ 委員就任への御協力

3. Q&A

Q1. 民生委員・児童委員になるにはどうすればいいの？

A1. 各市町村が設置している推薦会で選任されます。
まずは、民生委員・児童委員に感心がある旨を、
お住まいの市町村の福祉担当課または社会福祉
協議会にご相談ください。

Q2. どのくらい活動するの？
仕事をしながらでも大丈夫？

A2. 活動日が決められているわけではありませんので、
ご自身の都合のつく範囲で、無理のない活動を
心がけてください。
仕事をしながら委員活動を行なっている方も多く
いらっしゃいます。

☆ 詳細について知りたい場合は、下記までお問い合わせください。
御要望があれば、直接説明に伺います。

鹿児島県社会福祉課地域福祉支援係: TEL 099-286-2841

E-mail swchiiki@pref.kagoshima.lg.jp